

平成21年度第6回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成22年1月12日（火曜日）

午前9時30分から午前10時40分まで

場 所：宮城行政庁舎4階 特別会議室

平成21年度第6回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成22年1月12日（火）午前9時30分から午前10時40分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

出席委員：橋本 潤子 委員 伊藤 恵子 委員 小野寺一敏 委員
風間 聡 委員 河野 達仁 委員 富樫 千之 委員
宮原 育子 委員

欠席委員：林山 泰久 委員 両角 和夫 委員 山本 信次 委員

司 会 定刻となりましたので、ただいまから平成21年度第6回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を開催いたします。

始めに、佐藤企画部長よりご挨拶を申し上げます。

企 画 部 長 皆様、新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。開会にあたりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

林山部会長が本日、急遽ご欠席ということで、橋本副部会長、よろしくお願いたします。

本日は、年明け早々のなにかとお忙しい中、部会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本来であれば、本年度の審議は、前回の第5回部会で終了する予定でございましたけれども、急遽、ご審議いただきたい案件が生じたために、本日、6回目の部会を開催させていただくこととなりました。本日の部会開催にあたりまして、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、日程調整にご協力いただきまして、改めてお礼申し上げます。本日の審議対象事業であります仙南工業用水道事業については、この後、担当部局から詳細についてご説明いたしますけれども、再評価調書における県の対応方針案は事業中止としておりまして、この内容で昨年11月24日付けで県行政評価委員会へ諮問させていただいております。既にご審議いただいた事業と同様に、この事業につきましても答申をいただきました後、その内容を適切に反映させた上で、県としての評価書を作成し、県民へ公表する運びとなっております。委員の皆様には、本日の部会審議におきまして、是非、忌憚のないご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたりまして、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。

司 会 本日は7名の委員にご出席をいただいております。行政評価委員会条例第4条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、両角委員、山本委員におかれましては所用のため欠席する旨の連絡をいただいております。また、佐藤部長からもご説明がございましたが、今朝ほど急遽、林山部会長より所用により出席が困難になったということで、ご連絡をいただいております。

会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

まず次第がございます。裏面が出席者名簿となっております。その他に審議資料といたしまして諮問書の写し、資料1といたしまして部会の開催日程、資料2といたしまして県民意見の提出状況といったものをお配りしております。お手元がない場合は事務局へお申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは、会議に入りますが、ご発言の際には机の正面にございますマイクのスイッチをオンにして、マイクのランプが点灯したことを確認してからお話し願います。また、発言が終わりましたら、スイッチをオフにさせていただくようお願いいたします。

それでは、本日、林山部会長が欠席ということになりましたので、行政評価委員会条例第6条第6項の規定に基づきまして、橋本副部会長に議事の進行をお願いしたいと思います。橋本副部会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。

橋本副部会長 それでは、林山部会長に代わりまして、私が議事の進行を努めさせていただきます。よろしくようお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。まず始めに議事録署名委員を指名いたします。今回は河野委員と富樫委員のお二人をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

次に、会議の公開についてですが、宮城県行政評価委員会運営規定第5条に基づき、当会議は公開といたします。傍聴に際しましては、本会場に表示しております宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。また、写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

各議題へ移る前に、お手元の審議資料と記載された資料をご覧ください。

本日の審議対象事業であります仙南工業用水道事業につきましては、11月24日付けで、知事から行政評価委員会委員長へ諮問がなされております。行政評価委員会条例及び運営規程により、公共事業再評価については、本部会で調査、審議を行うこととなっておりますので、委員の皆様よろしくお願い申し上げます。

はじめに、議事(1)の仙南工業用水道事業に係る公共事業再評価の進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

行政評価室長 それでは、本日の審議対象事業であります仙南工業用水道事業における公共事業再評価の進め方について、簡単にご説明いたします。

はじめに、審議資料をご覧ください。先ほど、橋本副部会長からご説明がありましたように、仙南工業用水道事業に係る公共事業再評価については、資料写しのとおり平成21年11月24日付けで、知事から行政評価委員会委員長へ諮問されたところであり、審議資料の次のページになりますが仙南工業用水道事業に係る公共事業再評価調書の要旨をご覧ください。本日も審議いただく仙南工業用水道事業が公共事業再評価対象事業となった経緯についてご説明いたします。仙南工業用水道事業は名称のとおり、仙南地域の工業導入地区等に工業用水の供給をするため、昭和53年に事業採択となったものであります。再評価対象区分としましては、その他に該当するものとしております。区分の補足説明を欄外に記載しておりますが、社会経済情勢の急激な変化、住民の要望の変化等事業の円滑な推

進に課題を抱えており、特に今後の展開について判断が必要とされるものという事由に該当することから、公共事業再評価を行なうものでございます。

今回の仙南工業用水道事業につきましては、事業担当部局で事業の見直しを行った結果、将来とも、当該地域における工業用水の需要が見込めないことなどの理由から、対応方針案を事業中止と判断し、その判断につきまして当公共事業評価部会におきましてご審議をお願いするものでございます。

宮城県では、平成14年4月以降、当該評価に関しましては、基本的には知事部局の農林水産部や土木部等の事業を対象として制定された行政活動の評価に関する条例やその関連する規則等に基づき実施されてきたところであります。本来であれば、毎年6月初旬に公共事業再評価対象事業および再評価調書を決定して、諮問、公表を行い、公共事業評価部会で審議を行うものでありますが、今回の仙南工業用水道事業につきましては、知事部局ではない企業局所管事業であることから、条例第13条などに基づき、知事が行う評価に準じて評価を行うこととなったものであります。また県の厳しい財政状況や国の動向等に鑑み、この時機を逸することなく早急に判断をする必要があったことなどから、今般、急遽、当公共事業評価部会のご審議をお願いすることとなったものであります。

このような状況により、今年度の公共事業評価部会開催日程につきましては、資料1になりますが、本日の部会の後、事後評価報告を議題とする部会を来月予定しておりますことから、計7回の部会開催となりますのでご了承願います。

なお、県民意見の提出状況、再評価調書の詳細につきましては、この後、事業担当部局であります企業局から説明がありますが、当該事業におきましても、すでにご審議いただきました評価対象事業と同様に、行政評価委員会から答申をいただきまして、その内容を適切に反映させた上で、評価書を作成し、県民へ公表したいと考えております。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

橋本副部長 ただいまご説明ありました公共事業再評価の進め方につきまして、ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

それでは、ひとつ私からよろしいでしょうか。

特殊な事例として、今回挙がってきたということなんですが、これに類似の工事は他に無いと考えてよろしいでしょうか。

行政評価室長 事業中止の例は過去に3件ありましたが、企業局については今回が初めてとなっております。

橋本副部長 現在、この1件だけということでしょうか。

行政評価室長 はい。本案件については、6月から実施する通常の手続に間に合わなく、また早急に判断をする必要があったことなどから、今回急遽、審議をお願いすることとなったものです。

橋本副部長 他にございませんか。それでは、次に議事（2）の県民意見の提出状況について、事業担当課から説明をお願いいたします。

水道経営管理室 企業局水道経営管理室長の菅原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私から県民意見の提出状況につきまして、ご説明を申し上げます。資料2をご覧ください。仙南工業用水道事業に係る公共事業再評価の県民意見募集につきましては、11月26日から12月25日までの30日間で実施をいたしております。

方法といたしましては、郵便、ファクシミリ、電子メールで意見を受け付けることといたしまして、情報の提供は、県のホームページ、県庁内の県政情報センター及び仙台を除く各地方振興事務所や地域事務所の県政情報コーナー、県議会図書室で評価調書を公表したところでございます。県民意見募集の周知方法としましては、河北新報12月13日県からのお知らせ欄への掲載や、デイトFM、TBCラジオにおいて計4回の放送を行うとともに、県のメールマガジンでの情報提供、また、県民意見募集のチラシについても作成し、周知を行ったところですが、意見の提出については、ございませんでした。

橋本副部長 ありがとうございます。それではただいまの説明について、ご質問はございませんか。

それでは、仙南工業用水道事業の審議に入ります。

なお、本日の審議で、特に未回答事項が無く、委員の了解が得られた場合については、部会意見をまとめ、答申に盛り込むべき内容について決定したいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、説明をお願いします。

水道経営管理室 仙南工業用水道事業につきまして、お手元の資料、仙南工業用水道事業に係る公共事業再評価調書の要旨及び再評価調書に基づきご説明いたします。

まず、要旨についてでございます。行政評価室長からご説明がありましたとおり、仙南工業用水道事業は、県南部地域の工業開発促進を図るために、仙南2市4町の工業導入地区等に日量55,900トンの工業用水を供給する事業であります。昭和53年度に事業着手し、七ヶ宿ダム建設費の一部負担を行って水源を確保いたしました。事業着手以降、社会経済情勢の急激な変化などにより事業の推進に大きな課題を抱えていることから、事業見直しの検討を行った結果、今後とも工業用水の需要が見込めないものと判断したものでございます。再評価対象区分はその他、対応方針の案といたしましては事業中止としております。全体事業費は186億4300万円で、進捗率は事業費割合で31%となっておりますが、これは、七ヶ宿ダムに工業用水に係る水源を確保するため、ダム建設費の応分の負担に要した費用でございます。

続きまして、再評価調書についてご説明いたします。

調書の1ページをご覧ください。事業の概要でございます。まず、事業目的ですが、調書の7ページをお開き願います。仙南工業用水道は、上の位置図に示しますとおり、白石市、角田市、蔵王町、村田町、柴田町、七ヶ宿町の2市4町において、当時、計画されていた9地区の工業団地に対して、図の左下にあります七ヶ宿ダムを水源として、日量55,900トンの工業用水をパイプラインによって給水しようとするものであります。また、下の給水区域図は、9地区の工業団地へ

のそれぞれの給水量を示したものでございまして、七ヶ宿ダムから直接取水する量が1地区で700トン、その他の8地区に対しては、ダム下流の白石川から河道取水して、残りの55,200トンを給水する計画になっております。

調書の1ページにお戻り下さい。事業内容は、水源確保のためのダム建設費の負担と、取水施設、中央管理棟、送水管敷設などの工業用水道専用施設の整備でございまして、この事業内容については昭和53年度の事業着手時と再評価時の現在とで変更はございません。その下の欄の事業費ですが、全体事業費は、当初の計画では149億5300万円、平成21年度時点の見直しでは186億4300万円となっております。調書の2ページをお開き下さい。事業費の増減対照表ですが、増額となった主な理由は、物価の上昇とダム建設費の増加に伴う負担金の増によるものでございます。

事業の進捗状況については、調書の6ページ、事業スケジュール表で進捗状況のご説明をいたしますので、お開き願います。図の中の白抜きの棒グラフが当初計画、斜線で表した棒グラフが現計画でございます。当初の計画では、貯水工事としてダム本体が昭和59年度末に完成、その後、工業用水道専用施設の工事に着手し、当該工事を昭和62年度末に完成させて、翌昭和63年度から給水を開始する予定でございました。実際には、ダム本体は平成3年度に完成し、工業用水道専用施設については、水需要が見込めず休止となっております。ダム管理負担金については、貯水工事完成の翌年度から支出しております。調書の2ページにお戻り願います。このような理由から、一番下の表に示しております平成21年度までの進捗率は、見直し後の事業費ベースで31%となっており、また、3ページの上段に記載のとおり、今後も水需要が期待できないことから、進捗は見込めない状況となっております。

調書の3ページ、施設管理の予定、管理状況ですが、七ヶ宿ダムは、国土交通省が建設及び管理を行っており、宮城県企業局は、ダム利水者としてダム建設費の一部負担と、ダム完成後の管理負担金を毎年支出しております。工業用水道専用施設は未着手でございしますが、完成した場合は宮城県企業局が管理いたします。

続きまして、事業の必要性についてでございます。上位計画等及び事業を巡る社会経済情勢等の中の計画策定当時の社会経済情勢の欄に記載のとおり、仙南工業用水道事業の計画策定時においては、昭和47年5月に策定された宮城県の第一次長期総合計画及びその実施計画が上位計画であり、当時の飛躍的な経済拡大基調の社会情勢のもとに、工業用水道などの都市用水の需要量増大が見込まれまして、これに対処するものとして七ヶ宿ダムなどの建設着手が実施方針として位置付けられたところであります。しかしながら、現時点の社会経済情勢は、世界的な経済不況などによる企業の生産量の低下や節水、リサイクル技術の向上などを背景に、総じて工業用水の需要低迷が続いており、仙南6市町においても、最下段に記載のとおり、工業用水の新たな需要は見込めない状況でございます。

調書の4ページをお開き下さい。事業の有効性については、工業用水道専用施設の整備が未着手のため、現時点では発現されておらず、将来的にも効果の発現は見込めない状況であります。

事業の効率性についてでございます。まず、関連事業の概要、進捗状況等ですが、当初計画で見込んだ9地区の工業団地における水需要は、現時点では見込めない状況にあります。一方、七ヶ宿ダムはすでに完成して、洪水調節及びかんが

いや上水道などの治水，利水機能を有効に果たしているところであります。

代替案との比較検討では，仙南6市町の工業団地は，立地企業の多くが流通産業などの工業用水を必要としない企業であり，需要が見込まれた企業も工業用水道の代替案である地下水や上水道を利用しているのが実態でありまして，工業用水道事業の実施の妥当性は低いと判断しております。

それから，コスト縮減計画はございません。

調書の5ページをご覧ください。費用対効果でございます。費用対効果につきましては，経済産業省及び社団法人日本工業用水協会のマニュアルをもとに，社会的割引率を4%，評価期間を45年として算定しております。その結果，表に記載のとおり，費用便益比，B/Cは事業着手時では1.18となっておりますが，再評価時及び残事業については，便益の発生が見込めないため，ともに費用便益比はゼロとなっております。費用対効果の算出根拠については，本調書とは別に，費用対効果分析資料を参考資料1として添付させていただいております。

次に環境への影響と対策についてでございます。地域指定状況等は，仙南6市町は記載のとおり各種の地域指定がなされておりますが，工業用水道専用施設は事業未着手であることから，結果，影響と対策については，影響は生じておりませんし対策も講じておりません。

以上のことから，総合評価としての対応方針案といたしまして，仙南工業用水道事業につきましては事業中止としております。

最後に，調書の8ページをお開き下さい。事業中止に至った経緯について主な項目を時系列で記載しておりますが，平成3年度末に七ヶ宿ダムが完成する以前から今日に至るまで，県及び関係市町ともに，県南部地域への企業誘致に鋭意努めてきたところですが，現時点で，将来とも工業用水の水需要が見込めないこと，今後，水需要が発生すると仮定した場合であっても，建設費の増加によって健全な経営が困難であることという状況の中で，地方公共団体の財政の健全化に関する法律がこの4月に全面施行されたことに伴いまして，公営企業の抜本的改革の推進が求められ，企業債の繰上償還や国庫補助金返還のための制度が充実してきたことなどから，宮城県といたしましては，これらを効果的に活用して，仙南工業用水道事業を中止するという判断に至ったものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくご審議たまわりますようお願いいたします。

橋本副部長 ありがとうございます。それでは，ただいまの事業に関する説明について，ご質問，ご意見などございましたらお願いいたします。

河野委員 2ページの事業費増減対照表の中にダム建設負担金が入っているのですが，これは，仮にこの工業用水道事業が完了したらお金を払うということなのですか。

水道経営管理室 ダム建設負担金につきましては，工業用水の55,900トンを確保するためにダムの建設に対し，宮城県が支出しております。昭和53年度の事業着手から毎年応分の負担金を支出しているということで，平成3年度末に完成するまで毎年支出し，その合計額が56億9700万円ということでございます。

河野委員 この工業用水道事業の工事の有無によって、その額が変化するのですか。

水道経営管理室 金額に変更はございません。

河野委員 もし完成しない場合でも払わなければいけないですよね。

水道経営管理室 そのとおりです。

河野委員 費用便益分析において、ダム建設負担金を事業費に入れることは通常行いません。ダムは既に完成しておりまして、ダムに対するコストというのは既に払い終わっているのです。この工業用水ができようができまいが、負担金の支払いに関しては変更が無いわけですね。そのため、このコストにダム建設負担金を入れるのは理論的には間違いなので、外して計算すべきだと思います。

水道経営管理室 そうですか。工業用水道事業を行うにあたって、必要な経費としてダム建設負担金を事業費の中に入れて計算しております。

河野委員 有無の判断には、これは効いてこないのです。この場合は外さないといけないと思います。

水道経営管理室 わかりました。これは例えば費用対効果等にも当然反映させるということでしょうか。

河野委員 そうですね。ただ、便益が0なので計算しても変更は無いのですが、その便益が0ということについて、実際、工業用水が完了したら、現在上水や地下水を使用している企業も工業用水を利用しないということを確認しているわけですか。それとも、常識的に利用しないのですか。

水道経営管理室 調書4ページをご覧いただきたいのですが、2つ目の欄に関連事業の概要、進捗状況というものがございます。1つ目の丸に工業用水計画、当初、取水量がございます。これが9地区の55,900トンの内訳でございます。現在、実際に関係市町を通じてヒアリングなどを行った結果、もともと予定をしておりました9地区に対しては、工業用水の需要は全く無いということ。それから角田市の、この9地区ではないのですが、1社から150トン程度、現在は上水道を使用しておりますけれども、工業用水道が実現されれば、それを上水道から変更してもよろしいというお話を伺っております。

河野委員 他の、この西小坂工業団地以外にも需要が無いということを確認した訳ですね。

水道経営管理室 そのとおりです。

河野委員 では、西小坂工業団地では需要があるということなので、便益は一応あるのではないですか。小さいかもしれませんが、0というのは簡易的に書きすぎかなと

思われるのですが。

水道経営管理室 工業用水道専用施設の事業費の算出について、もともと想定しておりました9地区に対して、パイプラインの延長、大きさを考慮して計算しておりました、西小坂工業団地という所へのパイプラインの想定を全くしていなかったものですから、そういう意味で工業用水として供給することは難しいということで、0とさせていただきますおりました。

河野委員 今回の計画では、完成したとしてもここには供給されないということですか。

水道経営管理室 そういうことになります。

河野委員 これから立地してくる企業の想定もほぼ無いということですね。

水道経営管理室 おっしゃるとおりです。

宮原委員 本日、資料の中でご紹介いただいた9つの工業団地なのですが、これらの開発主体はどちらになっているのでしょうか。それから、例えば工業団地の中で、現在存在していないといいますか、団地として成立していない箇所はあるのでしょうか。

水道経営管理室 まず事業主体のご質問でございますが、各市、町の所もございまして、県の外郭団体でございます土地開発公社が開発している所もございまして。

それと9つの地区のうち、取り止めとなった所が2つございます。柴田町の柴田と七ヶ宿町の長下という地区でございます。それから白石市の郡山地区と蔵王町の宮地区については、工業団地としては造成しておりませんが、企業が直接土地を購入して工場を立地したということで、そういった事情から工業団地として市町の介入は無かったということでございまして、そこも含めると9地区のうち7地区は順調に工業団地が造成され、立地もされている状況にあります。

宮原委員 ありがとうございます。

橋本副部長 私からよろしいでしょうか。話が戻って恐縮なのですが、先ほどのダム建設負担金の部分、これを事業費の増減対照表から除くということであれば、例えば進捗率とか全体事業費からも外れてくると考えてよろしいですか。

水道経営管理室 事業費そのものから負担金が除かれるということであれば、計算し直さなければなりません。おっしゃるとおりだと思います。

橋本副部長 その辺りの整合性は取るということで理解してよろしいでしょうか。

水道経営管理室 事業費の見直しをして、進捗率等についてもそれに合った形で訂正させていただきたいと思います。

橋本副部長 お願いいたします。それから、角田市の工業団地で1社、若干需要があるという表記があるのですが、この工業用水が仮にできたとしても供給しないということであれば、ここに需要を書くというのは紛らわしいような気がしますが、いかがでしょうか。

水道経営管理室 そうですね。供給しないということを前提とすれば、需要は0という記載が分かりやすいと思います。

河野委員 先ほどの事業費の負担のことについてですけれども、進捗率の計算など、考え方はいくつかあるのかと思うのですが、事業費自体にはもちろん、ダム建設費の負担金はかかってくるのですね。実際の支払いにはそういうお金がかかってくるので、事業費負担としては入れていいと思います。進捗状況も額で示すという定義があれば、それで良いと思います。ただ、費用便益分析というのは事業の有無を判断するわけで、その時には関係してこないということです。

水道経営管理室 わかりました。ということであれば、全体事業費186億4300万円と、今までの事業の進捗率31%はそのまま。ただ、費用便益の計算に用いる数値からは、ダム建設負担金は有無に関わらず除くということよろしいでしょうか。

河野委員 そうですね。世の中にとって費用ではないので除くということです。

行政評価室 先ほど事業担当課から説明のあった、B/C算出においてダム建設負担金を含む、含まないというお話ですが、この後、審議が終わって答申をいただいた後に、評価書としまして、最終的な県の対応方針を作成いたします。その評価書で最終的な結果ということで取りまとめさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

橋本副部長 よろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)

橋本副部長 他にご質問、ご意見はありませんでしょうか。それでは、特に無いということよろしいですか。
では、ただいまから10分ほど休憩を入れさせていただきたいと思います。

橋本副部長 それでは部会を再開させていただきます。

富樫委員 教えていただきたいことがございます。直接の内容ではないのですが、調書の8ページを見ますと、都市用水のうち工業用水が約10%という使われ方ですが、この水利権の用途というのは決まっているのか教えて下さい。

水道経営管理室 今後のこの55,900トンの使い方ということでございますが、まず、65万1,800トンのうちの残りの水については、上水道として位置付けられております。仙

南・仙塩広域水道事業，これは仙台市を含め17市町に供給している事業でございます。こちらで使っております。それから，工業用水道の55,900トンについては，今回，事業廃止いたしまして，手続といたしましてはダムを管理している国土交通省にダム使用権というものを登録廃止しまして，これは特定多目的ダム法に基づく処理なのですが，これによりまして，形としては国土交通省にお返しするという形になります。ただ，水の使い方といたしましては，この白石川は白石市が中心に水を使っております。白石市は水の街といわれております。ただ，夏に渇水等が発生したりということもございまして，国土交通省がこの水を利用して，河川環境用水として是非使っていただきたいという要望はこちらの方から差し上げておまして，ご理解をいただいているというところでございます。

富 樫 委 員 先ほど，都市用水のうち残りは上水ということでしたけれども，現在，ほぼ100%が上水として利用されているのでしょうか。

水道経営管理室 利用率は概ねですが50%ぐらいです。ですから，全体で59万5,000トンぐらいございまして，30万トン近くが未利用水のままとなっております。これは，人口減少ですとか節水型社会，これも工業用水と同じような状況にあるのですけれども，原単位自体も一人あたりの使用水量が，当時の計画よりだいぶ小さくなってまいりますので，その結果，半分程度が未利用水のままという状況にあります。

橋本副部長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。

宮 原 委 員 調書8ページの事業中止に至った経緯の中で，七ヶ宿ダムが完成した後，水需要調査を実施されて，新規需要が減っていることがここで判明したと。事業を休止と決定されて，約13年目に再度休止の継続決定という形で，かなり長い間，休止状態になっていたわけですね。あとは外部的要素で，やっぱりこういったものはきちんと廃止にしましょうということで，今回このような経緯に至っていると思うのですが，この長きに渡り休止状態にしておくことの意味と，事業費として，廃止ではなく休止とした場合に，毎年，何か経費がここから出ているのかを教えてください。あと，休止期間が長い理由についても教えてください。

水道経営管理室 経費としては，ダムの建設負担金が平成3年度末までございまして，その翌年以降，ダムの維持管理負担金というものを毎年3,000万円程度を支払い続けております。今年度まで続いております。これにつきましては，先ほど特定多目的ダム法という法律を申し上げました。いったんダムの使用権を取得した場合に，これを第三者に譲らない限り，自ら放棄したり廃止することができないシステムになっておまして，七ヶ宿ダムにございます利水容量は，すべて宮城県が，一方では上水道という形で，一方では工業用水道という形で持っております。先ほど申し上げましたとおり，上水道についても需要がひっ迫しているという状況ではございませんので，工業用水道分を上水道に振り分けることもできないといったことで，ずっと持ち続けなければいけないという状況がございました。休止をしても廃止をすることができないという状況が続いておりました。だいぶ前から国土交通省に対しては，この辺りの改善について，お話しをさせていただいてお

りまして、実は建設中のダムであれば途中で撤退ができるというルールが、確か平成15年頃にできました。いくつかのダムから利水者が撤退するという、これは建設中のダムに限ってですけれども、そういったことが最近行われるようになりました。ただ、いったん完成したダムからの撤退というルールは未だに無いのですが、こういった事情を国土交通省からはご理解いただけるようになりまして、今回事業廃止をして、ダム使用権を登録から外すという暁には、国としては以後のダム管理負担金はいただかないというお話しをしていただけるようになりました。それと8ページの一番下にも書いてございますように、地方公共団体財政健全化法が全面施行されたことによりまして、懸案でありました企業債の繰上償還の話ですとか、補助金も経済産業省から16億7,000万円ほどいただいておりますし、その返還も生じるということで、返還のための新たな企業債の借入れですとか、そういった制度ができたということで、できるだけ早く廃止をし、それから使用権についても手放していきたいということで、今回、急遽ではございましたけれども、こういった手続を取らせていただいたということでございます。

橋本副部長 よろしいですか。他にいかがでしょうか。

それでは、特に無いということで、答申のとりまとめに入らせていただきます。本日の審議を踏まえまして、本事業については、事業中止妥当という部会意見を出したいと思っております。また、林山部会長からは今後の事業の実施に関する意見が付いておりますが、こちらも含めて答申という形にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。この内容にご異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

それでは、こちらの案で答申ということにしたいと思っております。

また、知事への答申につきましては、部会を代表しまして、林山部会長にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、答申についてはそのようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上で本日の議事を終了させていただきます。それでは4のその他について、事務局からお願いいたします。

司 会 委員の皆様、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

本日まとめていただきました答申書につきましては、先ほど副部長からお話しがありましたように、林山部会長から知事へ答申いただき、その後、県ではこの答申を受けまして、最終的な評価決定である評価書を作成し、1月下旬に公表する予定ですので、その際には最終的な評価書について、委員の皆様にもご報告をさせていただきたいと思っております。

また、次回第7回の部会につきましては、2月12日金曜日午前9時30分から、この特別会議室で開催いたします。再評価事業完了報告や二次事後評価報告の試行といったものを行う予定としております。ご案内の文書は後日送付いたしますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございますが、委員の皆様から何かご質問等ございますでしょうか。

風間委員 全体についてなんですが、パブリックコメントを募集して、今回も県民意見が全く無い状態が続いています。いたしかたないのかなということもあるのですが、全く無いというのも変な話だと思いますので、例えば誰かに聞き取りを行うとか、何か改善策を考えていただきたいと思います。

行政評価室長 公共事業再評価だけではなく、行政評価制度全体で同じような問題がありますので、もう少し濃密な対応について現在検討しているところですので、よろしくお願いたします。

司 会 その他にございますでしょうか。それでは、以上をもちまして平成21年度第6回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を終了いたします。
本日はどうもありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 河野 達 仁

議事録署名人 富 樫 千 之